

出展申込に関するよくある問合せについて

1. 小規模企業者の区分の考え方について教えてください。

⇒企業に関しては、中小企業基本法や中小企業関連立法における政令等を基準として、区分を行っております。

団体に関しては、中小企業基本法第二条第1項第1号に規定の「その他の業種」として、判断を行います。ただし、企業団体や協業団体など、設置目的や業務内容から、業種が明らかな団体については、その目的・内容に応じた業種の小規模企業者の条件を適用します。

2. 団体の区分で「法人・団体が申込み、会員（構成）企業などが出展する場合」はどのような場合なのでしょうか。

⇒例えば〇〇商工会議所が申込をし、会員企業のABCがその小間で出展する場合です。法人・団体＋会員（構成）企業の複数出展なども同様です。

3. 申込書の様式が見つかりません。

⇒産業交流展 2017 ホームページ内にある出展者申込のフォームの各項目の入力が完了した後、その入力情報が入力された「申込書」が保存・印刷できる状態で作成されます。

4. 小規模企業者と中小企業者（小規模企業者を除く）、小規模の団体と団体（小規模の団体を除く）で提出書類が異なるのはなぜでしょうか。

⇒今回新たに「小規模企業者」「小規模の団体」の区分を設けたため、当該団体が小規模であるかどうかを確認する書類の提出が必要となります。なお、中小企業者（小規模企業者を除く）、団体（小規模の団体を除く）については昨年度と変わりません。

5. 登記簿謄本は3か月以内のものがよく求められますが直近1年以内のもので良いのでしょうか。

⇒内容が最新であれば発行日は出展申込開始日の1年前である平成28年6月1日以降のもので問題ありません。またコピーで構いません。

6. 小規模企業の提出書類「公的な機関に提出、または証明を受けた従業員数がわかる書類」について具体例を教えてください。

⇒以下の書類が考えられます。不明な点は事務局までお問合せください。

- ・東京都制度融資に提出する「経営指導内容証明書」
- ・各都道府県ハローワークで請求できる「雇用保険適用事業所情報提供請求」したリスト
- ・特許庁の中小ベンチャー企業、小規模企業を対象とした審査請求料・特許料の軽減措置申

請時に提出する「小規模企業者の要件に関する証明書」

・税務署申告時に提出する「法人事業概況説明書」

・労働保険申請時の保険料計算用である「確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表」

7. 個人事業主の提出書類「個人事業主であることを証明する書類」について、具体例を教えてください。

⇒「青色申告書」や「開業届出書」など、個人で事業を行っていることを示す書類のことです。またコピーで構いません。

8. 出展をする予定なのですが、何社で出展するか決定していません。この場合の手続きを教えてください。

⇒代表となる企業の提出書類を先にいただきまして、審査いたします。その場合は小規模企業者と中小企業者（小規模企業者を除く）の小間の使用割合が未定ですので、まず小規模企業者の出展料である 54,000 円 × 小間数で請求させていただきます（支払期限 8 月 10 日）。その後、使用割合確定後、差額を請求させていただきます（支払期限 10 月 20 日）。なお、振込手数料はご負担ください。